

公立長生病院医療技術者（看護師）修学資金貸付制度の概要

1 制度の目的

公立長生病院医療技術者（看護師）修学資金貸付制度は、長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者修学資金貸付条例（平成 24 年長生郡市広域市町村圏組合条例第 6 号）に基づき、看護師の大学（養成施設）に在学する者で、卒業後に公立長生病院に勤務しようとする者に対し予算の範囲内において修学資金を貸し付けることにより修学を容易にし、優秀な人材を育成し、もつて病院における看護師の充足に資することを目的としております。

2 貸付けの要件

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 1 号の規定により文部科学大臣が指定した学校及び同条第 2 号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所に入学が決定し、又は在学していること。
 - (2) 卒業後に公立長生病院に勤務する意思があること。
 - (3) 学術優良かつ健康であること
- ※ 在学中の方も途中で受けることができます。

3 貸付額及び募集人数（令和 2 年度募集）

区分	金額等	貸付金額	貸付期間	募集人数
大学又は 4 年制の養成施設		月額 10 万円	4 年以内	1～2 名※
短期大学又は 3 年制の養成施設		月額 5 万円	3 年以内	1～2 名※

※ただし予算の範囲内

4 貸付期間

修学資金の貸付期間は、医療技術者修学資金貸付申込書に記入した養成施設の正規の修学期間が終了する月までです。

修学資金の交付は、毎月末日（土、日及び祝日の場合はその直前の平日）に、本人名義の銀行口座に振り込みます。

5 貸付審査及び貸付決定について

- (1) 貸付けの審査及び決定は、書類審査（履歴書、成績証明書及び大学（養成所）の入学決定を証する書類）、筆記試験及び面接試験のうえ、貸付けの可否を決定します。
- (2) 決定は、郵送で申請者あてに通知します。

6 返還の免除について

借受人が大学(養成施設)を卒業してから1年1月以内に看護師免許を取得した後、直ちに次の期間公立長生病院に勤務したときは貸付金の返還は免除となります。

- (1) 大学又は4年制の養成施設に修学した方 4年
- (2) 短期大学又は3年制の養成施設に修学した方 3年

7 返還について

条例第7条の規定により契約が解除された場合及び大学(養成施設)を卒業後1年1月以内に公立長生病院に勤務しなかったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌日から起算して1年以内に一時又は月賦払方法により返還していただくこととなります。

また返還期間を超えると条例第12条の延滞利子がかかります。

問い合わせ先

〒299-4192

千葉県茂原市本納2777

公立長生病院 総務課

TEL 0475-34-2121

FAX 0475-34-4710

e-mail soumu379777@chouseihp.jp